

令和3年度 那覇市保育所入所選考基準表

【基本指数】

事由	類型	細目	基本指数	父	母	備考		
1	就労	月64時間以上の就労を常態とする	月160時間以上	30			<ul style="list-style-type: none"> ・こどもみらい課指定様式（就労証明書）にて確認。 ・就労時には休憩時間を含む。 ・事由7にも該当する場合はそれぞれの時間を合算した時間で点数を計上し、拘束時間の長い方を要件事由とする。（事由1と事由7の点数の合計ではない） ・市外（県外・海外）で就労の場合も、市内と同様に点数を付す。 	
			月140時間以上160時間未満	26				
			月120時間以上140時間未満	22				
			月90時間以上120時間未満	19				
			月64時間以上90時間未満	15				
			自営業者で準証資料の提出が確認できない場合（内職等含む）	15				
採用予定	15							
2	妊娠 産後期間	妊娠中～産後4か月目の属する月の末日	多胎妊娠	23		<ul style="list-style-type: none"> ・ 申込時点で120時間以上の就労している場合、勤務証明書確認で加点。 		
		までの間にある	上記以外	18				
3	病気・ 障害等	診断書	日常生活	著しい制限あり	保育ができない状態である	30	<ul style="list-style-type: none"> 診断書…こどもみらい課指定様式（診断書/保護者用）において、「日常生活」の点数。 手帳…所持している障害者手帳等による。 	
					週4～5日の育児の軽減が必要である	23		
					週2～3日の育児の軽減が必要である	5		
					一部制限あり	保育ができない状態である		23
						週4～5日の育児の軽減が必要である		15
						週2～3日の育児の軽減が必要である		3
		特に制限なし	保育ができない状態である	15				
			週4～5日の育児の軽減が必要である	12				
			週2～3日の育児の軽減が必要である	0				
			0					
手帳	身体障害者手帳1・2級 / 精神障害者保健福祉手帳1級 / 療育手帳A1 / 障害年金1級	30						
	身体障害者手帳3級 / 精神障害者保健福祉手帳2級 / 療育手帳A2 / 障害年金2級	23						
	身体障害者手帳4級 / 精神障害者保健福祉手帳3級 / 療育手帳B1	15						
	身体障害者手帳5級 / 療育手帳B2	12						
	身体障害者手帳6級以下	9						
	0							
4	入院看護	入院期間中、家族による常時の介護を要する	30	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同居する親族の看護・介護を行う場合 こどもみらい課指定様式（看護・介護証明書）にて確認。 				
		入院期間中、家族による常時の介護を要しない	0					
	在宅 介護・ 看護	身体	生活全般において、全面的な介助が必要		30			
			入浴・排泄・衣類の着脱など日常行為の多くに全面的な介助が必要		30			
			起き上がり、寝返りが自分ではできず、排泄・入浴・衣類の着脱などに介助が必要		30			
			起き上がり、寝返りが自分では難しく、排泄・入浴・衣類の着脱の一部又は全部の介助が必要		23			
			立ち上がりや歩行が安定しない。排泄、入浴などに一部介助が必要		15			
			基本的に日常生活は営めるが、入浴等に一部介助が必要		9			
			基本的に日常生活は営める（介助不要）		0			
	精神	精神的な疾患により情動がきわめて不安定なため常時の看護が必要	30					
		精神的な疾患により情動が不安定なため一部の看護が必要	15					
		精神的な疾患はあるが治療等により落ち着いており基本的に日常生活は営める（看護不要）	0					
		0						
付き添い	通院や通学に必要な付き添い時間が月64時間以上であることを常態とする	15						
5	復旧活動	1か月を超える期間、震災、風水害、火災その他災害の復旧に当たる場合	※		※ 罹災したことが分かる資料で判断する			
6	求職中	ハローワークによる求職活動を行っている場合	9					
7	就学 訓練	学校教育法で定める学校、専修学校その他の各種学校およびこれらに準ずる教育施設に在学している または 公共職業能力開発施設で行う職業訓練等を受けている	月160時間以上	26	<ul style="list-style-type: none"> ・ 在学証明と、時間割などの資料が必要。 ・ 就労に繋がらないいわゆる「お稽古事」は不可。 			
			月140時間以上160時間未満	22				
			月120時間以上140時間未満	18				
			月90時間以上120時間未満	15				
			90時間未満	12				
			上記学校で、通信制の場合	9				
8	虐待 DV	児童虐待を回避する上で保育が必要との通知がある場合	※	<ul style="list-style-type: none"> ・ 優先利用事項。対応可能な園で調整。 				
		DV被害のため保育が困難である場合	※					
9	育休	育休対象児以外の児童の申込み	15					
		育休中の保育継続児童の転所希望の場合	15					
10	みなし育休	みなし育休対象児以外の児童の申込み	7					
		みなし育休中の保育継続児童の転所希望および5歳児優先選考の場合	7					

【調整指数】

加減	該当事由	内 容	調整指数	父	母	備考	
加 点 調 整	1	①	直近3か月の就労実績が雇用契約上の就労時間を超えている	1×月数		<ul style="list-style-type: none"> ・ 転所の場合は適用しない。 ・ 雇用契約上の就労時間を超えている月に1点加点。最大で父：3点、母：3点、計：6点まで加点可能。 	
		②	申込児童が入所でき次第、育児休業から復帰する	9		<ul style="list-style-type: none"> ・ 転所の場合は適用しない。 ・ 父母とも育休取得している場合は、どちらか一方のみ適用。 ・ 復帰予定の可否は就労証明書で確認する。 	
		③	認可保育所・こども園で就労中、または採用予定	保育士等（※）	50		<ul style="list-style-type: none"> ※ 特例により保育士とみなす幼・小・養護教諭、看護師、保健師を含む。 ・ 就労証明書に加え、保育士証または免許状で確認する。 ・ 子育て支援員は、支援員研修修了証書で確認する。 ・ 転所の場合は適用しない。
	子育て支援員			20			
	1・3	④	月64時間以上就労し、かつ、障害者手帳を所持している	5		<ul style="list-style-type: none"> ・ 手帳による基本指数の方が高く、事由3が要件となる場合にも適用する。 	
	1・6・7・8	⑤	生活保護受給中である	9		<ul style="list-style-type: none"> ・ 受給証明（世帯全員の記載があるもの）で確認する。 	
	全 て	⑥	認可外保育施設等に入所している	11		<ul style="list-style-type: none"> ・ 在園証明書で確認する。【①育児休業からの復帰】と重複不可。 ・ 転所の場合は適用しない。 	
			18歳以下の出産（平成14年4月2日以降に生まれた人）	15			
			ひとり親世帯	50			
			ひとり親世帯とみなす場合（離婚調停中、拘留等）	35			
			保護者の一方が、児童を保育できない場所（県外・離島）に居住	5			
			地域型保育園の卒園児が引き続き、保育施設入所を希望する	100			
			きょうだいがすでに在園している園へ申し込む	7			
			きょうだいが発達支援保育を受けている場合	+5			
			きょうだいが多胎児（双子以上）の場合	6			
			父母不在のため、祖父母等が保育している	70			
	⑦	発達支援児保育対象児童である	※		<ul style="list-style-type: none"> ・ 優先利用事項。対応可能な園で調整。 		
	減 点 調 整	2	⑧	社会的養護が必要な児童（里親家庭など）	300		<ul style="list-style-type: none"> ・ 優先利用事項。
			⑨	出産予定月が入所希望月の3か月以上（先例）入所希望：5月 出産予定：8月	-5		<ul style="list-style-type: none"> ・ 切迫早産など、母体保護のために自宅保育が困難であると診断された診断書（様式自由）がある場合は適用しない。
⑩			産後4か月以内に、その出生した児童の入所を申し込む場合	-6			
⑪			希望する園に入所できない場合は、育休延長も許容できる	-500			
⑫			希望する園に入所できない場合は、育休延長も許容できる	-500			
⑬	過年度に保育料の未納があり、分納計画を立てていない	-1×金額					
全 て	⑭	過年度に保育料の未納があり、分納計画を立てていない	-1×金額		<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和3年3月までの未納額（1万円単位で端数切上）にマイナス1を乗じた数。分納計画通りに履行していない場合も適用する。 		

選考点数

	基本	調整	合計
父			
母			

点数の変更

適用月	変更後	変更理由・メモ	適用月	変更後	変更理由・メモ
月選考から			月選考から		
月選考から			月選考から		

【入所選考方法】

- ・基本指数と調整指数の合計（選考点）により判定される「保育の必要性」が高い順に入所内定とします。
- ・基本指数は、複数の事由に該当する場合、点数が高くなる方を採用します。
- ・児童虐待回避、DV被害による保育困難、発達支援児等に該当する場合は、保育施設に空きがある限りにおいて優先的に入所できるよう配慮します。

【同点のときの優先度判定基準】

- ・選考点と同点の場合は、同点の方を下表1～8の順で比較して優先順位を決定します。
- ・同点時の優先順位を決定するもので、選考点は変更されません。

該当事項による優先順		備考
1	要件のない、60歳未満の祖父母や22歳以上のきょうだいと同居していない	書面での提出がない場合は、要件のない者として取り扱う
2	施設の希望順位が高い	
3	未就学児の数が多	
4	同じ園にきょうだいがいる場合、そのきょうだいの年齢が低い世帯	同じ園にきょうだいがいる世帯を優先
5	就労している	ふたり親世帯であれば父・母ともに就労していること
6	過年度にも申込みをしている（年度ごとの回数）	0歳クラスには適用せず、1～5歳クラスにのみ適用
7	前年度の市民税所得割額が低い	住民税情報が確認できない場合は、選考上優先しない
8	保育所開所時間内で保育に欠ける時間が長い	夜間保育所の選考で同点者がある場合は、この項目を最優先で判定する
※	天久みらいこども園または大道みらいこども園を希望する校区内児童である	第1希望として希望している場合のみ適用

【4歳クラスから5歳クラスへ進級する場合の4月入所選考】

- ・4歳クラスから5歳クラスへ進級する場合の新年度4月入所選考は、まず在園児の選考を行った後に、新規申込児童および転所申込児童の選考を行います。